

改正

平成25年 5 月27日病院規程第 5 号

令和 6 年 3 月19日病院規程第 9 号

佐久市立国保浅間総合病院評価委員会規程

(設置)

**第 1 条** 佐久市病院事業を行う佐久市立国保浅間総合病院（以下「病院」という。）の経営計画及び経営の改善に関する事項について評価をするために、佐久市病院事業を行う佐久市立国保浅間総合病院評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第 2 条** 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院の中・長期経営計画の進捗状況に関すること。
- (2) 病院の経営の改善に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、病院の運営に関し必要な事項

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 一般社団法人佐久医師会又は一般社団法人佐久歯科医師会に所属する医師
- (2) 識見を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、病院事業管理者が必要と認める者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

**第 5 条** 特別の事項を調査又は審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、専門的知識を有する者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

**第 6 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 7 条** 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

**第 8 条** 委員会の庶務は、佐久市病院事業経営戦略室において処理する。

(その他)

**第 9 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 5 月27日病院規程第 5 号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月19日病院規程第 9 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。